

令和6年米子市議会12月定例会議案

令和6年12月3日

議案番号	案 件	主 管 課	説 明
105	専決処分について（令和6年度米子市一般会計補正予算（補正第6回））	財 政	処分年月日 令和6年10月9日 明細別紙
106	令和6年度米子市一般会計補正予算（補正第7回）	財 政	明細別紙
107	米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務管財	新たに整備する基幹業務システムに、本市の住民基本台帳に記録されていない者の宛名を管理するための機能を付加することに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、市長及び教育委員会が個人番号を利用することができる事務及び当該事務を処理するために必要な特定個人情報を追加するほか、法律の改正に伴う所要の規定の整理を行おうとするもの 〔主な改正内容〕 1 市長及び教育委員会が個人番号を利用することができる事務並びに当該事務を処理するために市長及び教育委員会が利用し、又は提供することができる特定個人情報として、次のとおり追加することとする。 (1) 個人番号利用事務 住登外者宛名番号管理機能（本市の住民基本台帳に記録されていない者（以下「住登外者」という。）に対し、個人を識別するための番号を付与し、及び当該番号を付与された住登外者の宛名を管理するための情報システムの機能をいう。）による住登外者の宛名の管理に関する事務であって、規則で定めるもの (2) (1)の事務を処理するために市長及び教育委員会が利用し、又は提供することができる特定個人情報 住登外者の宛名の管理に関する情報であって、規則で定めるもの 2 市長が特定個人情報を利用することができる事務及び当該事務を処理するために利

用することができる情報のうち、生活保護法に関する事務及び情報を定める規定について、「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改めることとする。

- 3 市長が特定個人情報を利用することができる事務を処理するために利用することができる情報のうち、児童手当法による特例給付の支給に関する情報を削除することとする。

〔施行期日〕

公布の日（一部情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日）

〔参考法令〕

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
- 2 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号）
令和6年4月24日公布
令和7年4月1日施行（一部施行日別途）
- 3 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）
令和6年6月7日公布
公布の日から起算して1年3か月を超えない範囲内において政令で定める日施行（一部施行日別途）
- 4 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）
令和6年6月12日公布
令和6年10月1日施行（一部施行日別途）
- 5 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第

			8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第20号） 令和6年9月20日制定 令和6年10月1日施行（一部施行日別途）
108	米子市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	職 員	雇用保険法の一部改正により、就業手当が廃止され、及び地域延長給付の期間が延長されることに伴う国家公務員退職手当法等の一部改正に準じ、所要の整備を行おうとするもの 〔主な改正内容〕 1 失業者の退職手当のうち、雇用保険法に基づく就業手当に相当する退職手当を廃止するとともに、所要の規定の整備を行うこととする。 2 雇用保険法に定める基本手当に係る地域延長給付に対応する措置を、令和9年3月31日（現行：令和7年3月31日）以前の退職職員まで適用することとする。 〔施行期日〕 令和7年4月1日（一部公布の日） 〔参考法令〕 1 国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号） 2 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号） 3 雇用保険法（昭和49年法律第116号） 4 雇用保険法等の一部を改正する法律（令和6年法律第26号） 令和6年5月17日公布 令和7年4月1日施行（一部施行日別途） 5 雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和6年政令第317号） 令和6年10月11日公布 令和7年4月1日施行（一部施行日別途）
109	米子市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する	長寿社会	包括的支援事業を実施するために必要なものとして国が定める基準の一部改正に伴い、地域

基準を定める条例の一部を改正
する条例の制定について

包括支援センター（以下「センター」という。）の職員配置の柔軟化を図るほか、当該職員に係る基準について見直しを行うため、改正しようとするもの

〔主な改正内容〕

- 1 センターの職員の員数について、地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及びセンターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法によることができることとする。
- 2 センターに置くべき職員の職種のうち、保健師に準ずる者の要件として、「高齢者の公衆衛生業務の経験を1年以上有する者」であることを加えることとする。
- 3 センターに置くべき職員の職種のうち、主任介護支援専門員に準ずる者として、「主任介護支援専門員の助言の下、将来的に主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算して5年以上である者」を新たに定めることとする。
- 4 現行のセンターに置くべき職員の員数の基準にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会がセンターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数のセンターが担当する区域ごとの第1号被保険者の数を合算した数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに当該職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、それぞれのセンターが当該職員の員数の基準を満たすものとし、この場合において、一のセンターに置くべき職員の員数は、当該職員の職種のうちいずれか2人とするものとする。
- 5 現に設置されているセンターに置くべき職員の職種のうち、保健師に準ずる者の要件についての経過措置を定めることとする。

			[施行期日] 公布の日 [参考法令] 1 介護保険法（平成9年法律第123号） 2 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号） 3 介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第61号） 令和6年3月29日制定 令和6年4月1日施行
110	米子市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	長寿社会	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するための合議制の機関を設置するとともに、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、改正しようとするもの [改正内容] 1 災害弔慰金の支給等に関する法律第18条の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するための機関として、米子市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置くこととする。 2 委員会は、委員7人以内で組織することとする。 3 委員は、医師、弁護士その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱することとする。 4 委員の任期は、委嘱の日から同一の災害に係る災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項の調査審議が終了する日までとすることとする。 5 委員は、再任されることができるとする。 6 委員は、その職務上知ることができた秘密を漏らしてはならないこととし、その職

			を退いた後も、同様とすることとする。 7 委員会の委員長及び副委員長の設置、選任及び職責に関する事項を定めることとする。 8 委員会の会議の運営に関する事項を定めることとする。 9 8のほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めることとする。 〔施行期日〕 公布の日 〔参考法令〕 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）
1 1 1	米子市文化活動館の指定管理者の指定について	文化振興	米子市文化活動館の指定管理者を次のとおり指定しようとするもの 指定管理者に指定する者 米子市車尾五丁目1番1号 旭ビル管理株式会社 代表取締役 中 村 輝 彦 指定の期間 令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
1 1 2	事業契約の締結についての議決の一部変更について	建設企画	鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糺町庁舎整備等事業に係る事業契約の締結についての議決（令和3年3月24日議決）の一部を変更しようとするもの 変更事項 物価の高騰及び労務費の上昇による維持管理費の改定に伴う契約金額の増 「688,049,653円」 ↓（+630,319円） 「688,679,972円」
1 1 3	令和6年度米子市一般会計補正予算（補正第8回）	財 政	明細別紙

1 1 4	令和 6 年度米子市国民健康保険事業特別会計補正予算（補正第 1 回）	財 政	明細別紙
1 1 5	令和 6 年度米子市介護保険事業特別会計補正予算（補正第 3 回）	財 政	明細別紙
1 1 6	令和 6 年度米子市後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第 1 回）	財 政	明細別紙
1 1 7	令和 6 年度米子市下水道事業会計補正予算（補正第 2 回）	下水道企画	明細別紙
報告 2 2	議会の委任による専決処分について（工事請負契約の締結についての議決の一部変更について）	住宅政策	市営河崎住宅 50R 1 棟長寿命化改善建築主体工事に係る工事請負契約の締結についての議決（令和 5 年 9 月 29 日議決）の一部を変更したもの 処分年月日 令和 6 年 10 月 10 日 変更事項 外壁の劣化に係る修繕箇所の追加等に伴う契約金額の増 「336, 600, 000 円」 ↓（+7, 470, 100 円） 「344, 070, 100 円」
報告 2 3	議会の委任による専決処分について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について）	道路整備	法律上、市の義務に属する損害賠償について、和解し、及び損害賠償の額を決定したもの 処分年月日 令和 6 年 11 月 8 日 損害賠償額 3, 604 円 相手方 米子市河岡 954 番地 1 平井工業株式会社 事案の概要 市は、令和 6 年 7 月 30 日に執行した市道昭和町大谷町 1 号線目久美橋橋りょう補修工事（以下「本件工事」という。）に係る工事希望型指名競争入札において、設計金額を誤って積算した結果、不適正な最低制限価格を表

			示したため、当該入札を無効とした。 このことにより、市は、当該入札の落札者である相手方に対し、本件工事の請負契約に係る金融機関の契約保証について、保証料及び保証書の発行手数料の不要な支出をさせて損害を与えた。
報告 2 4	議会の委任による専決処分について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について）	こども施設	法律上、市の義務に属する物損事故による損害賠償について、和解し、及び損害賠償の額を決定したもの 処分年月日 令和 6 年11月15日 過失割合 市側 10割 損害賠償額 29万8,023円 相手方 米子市在住の個人 事故の概要 令和 6 年 8 月 6 日、米子市立美保中学校の職員が、同校の敷地内において、刈払機を使用して草刈りの作業を行っていたところ、当該刈払機で石を跳ね飛ばし、当該跳ね飛ばされた石が、当該敷地内に駐車されていた相手方所有の普通乗用自動車の左側面後方の窓ガラスに当たり、当該窓ガラスを破損させたものの。人身事故なし。
報告 2 5	議会の委任による専決処分について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について）	農 林	法律上、市の義務に属する道路の管理の瑕疵^{かし}による損害賠償について、和解し、及び損害賠償の額を決定したもの 処分年月日 令和 6 年11月15日 過失割合 市側 5割 相手方 5割 損害賠償額 2,200円 相手方 米子市在住の個人 事故の概要 令和 6 年10月10日、相手方が、相手方所有の軽乗用自動車を運転して米子市淀江町今津地内の法定外公共物である道路を走行していたところ、当該自動車の左側前輪が当該道路

			に生じていた穴にはまり、当該前輪のタイヤが損傷したもの。人身事故なし。
--	--	--	-------------------------------------

(追加予定議案)

	事業契約の締結についての議決の一部変更について	スポーツ振興	米子新体育館整備等事業
	人権擁護委員候補者の推薦について	人権政策	欠員が生じたことによるもの 1人